

認定コミュニティ活動状況資料

鶴嶺東地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1～2
規約等	3～6
委員名簿	7

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	8～14
当該年度の活動計画書及び収支予算書	15～17
特定事業の概要	18
(「困ったときの安心電話帳」作成・配布事業)	
特定事業実施報告書・成果物	19～22
特定事業の概要	23
(「スクラム特集号(ごみ出しマナー啓発特集)」発行事業)	
特定事業実施報告書・成果物	24～27

【参考資料】

・スクラム第18・19号	28～34
--------------	-------

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

（鶴嶺東地区の特長・現状）

茅ヶ崎市のほぼ中央部に位置し、約11,700世帯、約30,000人と非常に多くの方が暮らしている。東は小出県道から、西は小出川まで3.8km、南は千の川から北は大山街道まで2.5kmと広範囲な地区である。神社・寺もあり、農業が主体であった地域、集合住宅・出入りの少ない地域、比較的若年層が多い地域など、地区内においても状況が様々である。所在する学校等は、3小学校・2中学校・1高等学校・1養護学校・4幼稚園・3保育園と学園が多いことも特徴である。

また、自治会をはじめ、福祉、青少年育成など様々な分野で数多くの団体が活動しており、鶴嶺東コミュニティセンターが活動の拠点となっている。

認定基準確認表（鶴嶺東地区まちぢから協議会）

認定基準（条例第2条第2項）		適合状況
(1)	①規約に、「主として活動する区域」を規定しているか。	規約第2条に市長が告示する鶴嶺東地区を協議会の活動区域とすることを規定している。
	②規約に規定した「主として活動する区域」が「市長が定める認定区域」と合致しているか。	市長が告示する区域と規約第2条に規定している協議会の活動区域が合致している。
(2)	①規約に、構成員として「認定区域で活動する自治会」を規定しているか。	規約第5条（1）に規定している。
	②構成員の一覧を記載した書類により、「認定区域で活動する自治会が構成員となっていること」が明確になっているか。	名簿に規約第5条（1）に規定している自治会名を記載している。 ※全9自治会の内、全ての自治会が構成員となっている
	③認定区域で活動する自治会の全てが構成員になっていない場合は、各種団体や地域住民と連携・補完し合いながら、コミュニティがその認定区域の全部において公益を増進するための活動を行うことができる体制が、規約や活動計画書等により明確になっているか。 ※認定区域で活動する自治会の全てが構成員になっていない場合は、別紙「連携・補完体制確認表」も併せて提出してください。	該当なし
(3)	①規約に、構成員として「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号で定める団体」を規定しているか。	規約第5条（2）～（12）に規則第3条第1項各号で定める団体を規定している。 ※（3）鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の代表、（11）鶴嶺東まちぢから協議会各部会の代表を除く ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （2）鶴嶺東地区社会福祉協議会の代表 （4）鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会の代表 （12）地域包括支援センターさくら代表 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （6）鶴嶺地区体育振興会の代表 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （5）青少年に関する団体の代表 （7）鶴嶺小学校保護者と先生の会の代表

		(8) 鶴嶺中学校保護者と教職員の会の代表 (9) 円蔵小学校円童豆の会の代表 (10) 円蔵中学校保護者会の代表
	②構成員の一覧を記載した書類により、「規則第3条第1項各号で定める団体が構成員となっていること」が明確になっているか。	名簿に規約第5条(2)～(12)に規定している団体名を記載している。 ※(3)、(11)を除く
(4)	①規約に、構成員として「公募により選出されるもの」を規定しているか。	規約第5条(14)に規定している。
	②構成員の一覧を記載した書類により、「公募により選出されるものが構成員となっていること」が明確になっているか。 ※不在の場合は、「現在募集中であること」、「今後募集予定であること」が認定に必要となります。	現在、公募により選出されるものは不在 ※募集を行ったが、応募がなかったため、今後募集予定
(5)	①規約に、「事業に認定区域に住所を有する全ての個人が参加できること」を規定しているか。	規約第10条、第16条に部会に関する事項を規定している。 ※部会を設置し、鶴嶺東地区に住所を有する全ての個人が部会に参加できる協議の場づくりを進めている。
	②活動計画書等により、「認定区域に住所を有する全ての個人が参加できる事業」が明確になっているか。	事業計画書に記載している。
(6)	①規約に、「運営が民主的に行われる仕組み」を規定しているか。	規約第10条第3項及び第4項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法を規定している。
	②活動計画書等により、「地域住民や事業者等に対し、活動を周知する体制や、意見や要望を聴取する体制が構築されていること」が明確になっているか。	事業計画書に記載している。
(7)	①規約に、「目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項」を規定しているか。	規約第1条に名称及び主として活動する区域、第2条に主たる事務所の所在地、第3条に目的、第7～9条に代表者に関する事項、第10条に会議に関する事項を規定している。
(8)	①規約等から、「営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないこと」が読み取れるか。	事業計画書、事業報告書のとおり、規約第3条に規定した目的に関する事業のみを行っている。
	②毎年度の活動計画書及び収支予算書から、上記の項目に合致しないことが明確であるか。	事業計画書、収支予算書で明確になっている。

鶴嶺東地区まちぢから協議会 規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、鶴嶺東地区まちぢから協議会（以下「本会」という。）と称し、その所在地を鶴嶺東コミュニティセンター（茅ヶ崎市西久保180番地）とする。

(区域)

第2条 本会の活動区域は、市長が告示する鶴嶺東地区（以下「鶴嶺東地区」という。）の区域とする。

(目的)

第3条 本会は、鶴嶺東地区の市民と市が協働して、地域の課題を共有し、協議を行い、効率的かつ総合的に解決を図っていくとともに、地域活動を活性化し、まちぢからを高めていくことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 鶴嶺東地区の市民及び各種団体の参画促進、連携促進及び地域活動の活性化に関すること。
- (2) 共通課題の共有と課題解決に関すること。
- (3) その他、前条の目的達成に必要な事項に関すること。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 鶴嶺東地区の単位自治会の代表者
- (2) 鶴嶺東地区社会福祉協議会の代表
- (3) 鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の代表
- (4) 鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会の代表
- (5) 青少年に関する団体の代表
- (6) 鶴嶺地区体育振興会の代表
- (7) 鶴嶺小学校保護者と先生の会の代表
- (8) 鶴嶺中学校保護者と教職員の会の代表
- (9) 円蔵小学校円童豆の会代表
- (10) 円蔵中学校保護者の会代表
- (11) 鶴嶺東まちぢから協議会各部会の代表
- (12) 地域包括支援センターさくら代表
- (13) 本会が推薦する者
- (14) 公募により認められた者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないとする。

3 委員の定数は40名以内とする。

(準委員)

第6条 本会に準委員を置くことができる。

2 準委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 3名以内
- (3)書記 2名以内
- (4)会計 1名
- (5)監事 2名

2 前項の役員は、総会において委員の中から互選により選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし会長は2期までとする。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第9条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1)会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3)書記は会議の記録及び本会の事務を行う。
- (4)会計は本会の会計事務を処理する。
- (5)監事は本会の会計状況を監査する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び部会とする。

- 2 会議(部会を除く。)は会長が招集し、議長となる。
- 3 会議(部会を除く。)は、過半数の出席により成立する。ただし、総会及び運営委員会については委員のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。
- 4 会議(部会を除く。)の議事は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会議には、各会議を構成する者以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(総会)

第11条 総会は、委員及び準委員をもって構成する。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 3 定期総会は年度当初に開催する。
- 4 臨時総会は会長が必要と認めるとき、総会を構成する者の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第9条第5号の規定により監事から請求があったときに開催できる。
- 5 総会では、次の議決事項を決定する。
 - (1)事業報告及び決算に関すること。
 - (2)事業計画及び予算に関すること。
 - (3)役員及び規約に関すること。
 - (4)その他本会の重要事項に関すること。

(総会の招集通知)

第12条 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の15日前までに通知しなければならない。

(総会の議事録)

第 1 3 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3)開催目的、協議事項及び議決事項
- (4)議事の経過の概要及びその結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 名以上の署名押印をしなければならない。

（役員会）

第 1 4 条 役員会は、役員及び部会長をもって構成する。

2 次の事項を所掌する。

- (1)総会及び運営委員会に付議する事項
- (2)会議で議決された会全体に係る事項の執行
- (3)総会、運営委員会及び部会の調整に関する事項
- (4)その他、総会及び運営委員会の決定を要しない会議の執行に関する事。

（運営委員会）

第 1 5 条 運営委員会は、委員及び準委員をもって構成する。

2 運営委員会は、次の事項を決定する。

- (1)総会及び役員会に付議する事項
- (2)総会及び役員会において議決された事項に関する執行
- (3)委員の入会、退会、推薦及び公募に関する事。
- (4)部会の設置、協議、連絡、調整及び課題解決に関する事。
- (5)鶴嶺東地区の市民からの意見集約並びに周知方法に関する事。
- (6)その他、目的達成に必要な事項に関する事。

（部会）

第 1 6 条 部会は、部会員をもって構成する。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、その部会において部会員の中から互選により選出する。
- 4 部会は、部会長または会長が必要と認めた時に開催できる。
- 5 部会の議長は、部会長が就く。
- 6 部会は、所掌する事項について調査及び審議し、運営委員会に報告する。
- 7 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

（事務局）

第 1 7 条 本会の事務を処理するため事務局を置き、次の事項を行う。

- (1)会議への出席
- (2)会議の開催通知書の作成及び送付
- (3)会議の資料の作成
- (4)会議録及び議事録の作成
- (5)会計事務に伴う資料の作成
- (6)茅ヶ崎市や関係団体との連絡
- (7)本会に寄せられた意見等のとりまとめ

（事業及び会計年度）

第 1 8 条 本会の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日とする。

(経費)

第 19 条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第 20 条 会議で出された意見等の他、鶴嶺東地区の市民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第 21 条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は平成 27 年 9 月 5 日から施行する。

(任期の特例)

2 第 5 条第 2 項及び第 8 条第 1 項に規定する任期は、この規約施行後の最初の任期に限り、平成 28 年度総会までとする。

附 則

この規約は、平成 28 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の組織組み入れに伴い、令和 2 年 8 月 19 日の臨時総会の議決に基づき、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、第 5 条の委員の組織見直しに伴い、令和 6 年 4 月 13 日の総会の議決に基づき、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、鶴嶺東地区まちぢから協議会からの鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の組織分割に伴い、令和 7 年 9 月 12 日の臨時総会の議決に基づき、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和7年度 鶴嶺東地区まちぢから協議会名簿

令和7年4月1日現在

団体区分	No	所属団体役職	氏名	役職	委員	所属部会	
鶴嶺東地区自治会連合会	円蔵	1	円蔵自治会代表	高橋 里幸		●	防災減災部会
		2	円蔵自治会防災リーダー	高橋 秀男			防災減災部会
		3	円蔵自治会推薦	清野 匡志			環境安全部会
		4	円蔵婦人会代表	小室 初枝			地域福祉部会
		5	円蔵老盛会代表	高橋 誠			地域福祉部会
		6	円蔵福祉世話人	上原 善治			地域福祉部会
	矢畑	7	矢畑自治会代表	吉野 浩二	会 長	●	防災減災部会
		8	矢畑自治会防災リーダー	高橋 夏木			防災減災部会
		9	矢畑子ども会代表	山本 加奈			地域福祉部会
		10	矢畑真寿会長(鶴嶺東代表)	加藤 實			地域福祉部会
		11	矢畑福祉世話人	川邊 久男			地域福祉部会
		12	矢畑自治会役員	松任 義孝			環境安全部会
	西久保	13	西久保自治会代表	諸岡 伸也		●	防災減災部会
		14	西久保自治会防災リーダー	石井 浩		●	防災減災部会
		15	西久保第二壽恵広会代表	小島 武弘			地域福祉部会
		16	西久保自治会役員	川口 明			環境安全部会
	浜之郷	17	浜之郷自治会代表	浪越 哲也		●	防災減災部会
		18	浜之郷自治会防災リーダー	中村 良三			防災減災部会
		19	浜之郷自治会役員	小池 京子			環境安全部会
		20	浜之郷自治会推薦	伊藤 素明			環境安全部会
		21	浜之郷婦人会代表(副会長)	内藤ふさ子			環境安全部会
	下町屋	22	下町屋自治会代表	内藤 一夫	書 記	●	防災減災部会
		23	下町屋自治会役員	若山 徹			環境安全部会
		24	下町屋自治会推薦	遠口 敬子			地域福祉部会
	TBS	25	TBS自治会代表	阿部 光宏		●	防災減災部会
		26	TBS自治会防災リーダー	吉原 弘子			防災減災部会
		27	TBSしおかぜ子ども会代表	中川 長子			地域福祉部会
		28	TBS福祉世話人	新目美智子			地域福祉部会
		29	TBS環境指導員	米山 優子			環境安全部会
	サニータウン茅ヶ崎	30	サニータウン自治会代表	青山 輝美		●	防災減災部会
		31	サニータウン自治会防災リーダー	増田 全宏			防災減災部会
		32	サニータウン環境指導員	菊地 朋見			環境安全部会
	ホームタウン茅ヶ崎	33	ホームタウン自治会代表	武内 真		●	防災減災部会
		34	ホームタウン自治会防災リーダー	嵩 比呂志			防災減災部会
		35	ホームタウン環境指導員	今井 智子			環境安全部会
		36	ホームタウン子ども会代表	阿部 淑乃			地域福祉部会
		37	ホームタウン福祉世話人	永田 妙子			地域福祉部会
	ライオンズ茅ヶ崎ザ・アイランズ	38	ザ・アイランズ自治会代表	吉原 雄	監 事	●	防災減災部会
		39	ザ・アイランズ自治会代表代行	岡 宏樹			環境安全部会
		40	ザ・アイランズ自治会防災リーダー	野本 泰男			防災減災部会
		41	ザ・アイランズ自治会役員	山田魅矢子			地域福祉部会
		42	ザ・アイランズ自治会役員	池内 康博			防災減災部会
		43	ザ・アイランズ自治会推薦	仲原 順子			広報部会
学校関係	44	鶴小保護者会と先生の会代表	関 翔太		●	地域福祉部会	
	45	鶴中保護者と教職員の会代表	岩壁 昌江		●	地域福祉部会	
	46	円小円童豆の会代表(未定)	内野 優依		●	地域福祉部会	
	47	円中保護者会代表(未定)	朝倉 瞳		●	地域福祉部会	
鶴嶺東地区社協	48	鶴嶺東地区社協代表	木村 敏夫	副会長会計	●	地域福祉部会	
	49	鶴嶺東地区社協役員	三堀 高德		●	地域福祉部会	
	50	つみね東ボラセン役員	青山 誠			地域福祉部会	
鶴嶺東地区民児協	51	鶴嶺東民児協代表	木下 操	副 会 長	●	防災減災部会	
	52	民生委員・児童委員	尾坂千賀子		●	環境安全部会	
	53	民生委員・児童委員	増田 純子			地域福祉部会	
青少年育成推進協議会	円蔵小学校区	54	円小青少年推進協代表	吉本 秀文			地域福祉部会
		55	郷小青少年推進協代表	土屋 豊		●	地域福祉部会
		56	鶴小青少年推進協代表	山上 壽子	書 記	●	地域福祉部会
鶴嶺体育振興会	57	鶴嶺体育振興会代表	赤羽根昭夫	監 事	●	地域福祉部会	
地域包括支援センター	58	地域包括支援センターさくら	濱田 栄子		●	地域福祉部会	
まちぢから協議会	59	広報部会	西江園裕子		●	広報部会	
	60	公募委員	岡田 由恵		●	地域福祉部会	
鶴嶺東コミセン	61	鶴嶺東コミセン代表	尾坂 清	副 会 長	●	防災減災部会	
	62	鶴嶺東コミセン役員	飯ヶ谷哲雄		●	地域福祉部会	

令和7年度鶴嶺東地区まちぢから協議会事業報告

1. 会議等の実施

(1) 総会、本部役員会、役員会、運営委員会、研修会

実施日	会議の名称	主な内容
4月6日(日)	本部役員会	●総会に向けて準備
4月12日(土)	総会	第1部 鶴嶺東地区まちぢから協議会 第2部 鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会 ●令和6年度事業報告・決算報告・監査報告 ●令和7年度事業計画(案)・予算(案) ●令和7年度役員紹介
5月9日(金)	本部役員会	●まちぢから協議会連絡会報告 ●総会議事録確認について ●令和7年度委員名簿の確認について ●令和8年度認定コミュニティ特定事業について ●市民集会について ●その他
	役員会	●報告・連絡事項 ●部会報告 ●市民集会テーマについて
	全部会	●鶴嶺東地区まちぢから協議会組織図について ●今年度の活動について ●各部会会議 新年度部会顔合わせ 部会長、副部会長選出
6月13日(金)	本部役員会	●市まちぢから協議会連絡会報告 ●令和7年度認定コミュニティ特定事業について「困ったときの安心電話帳」 ●令和8年度認定コミュニティ特定事業申請について ●市民集会について 令和7年11月15日(土) 3部会からの要望・提案事項の検討・9月までに提出を依頼 ●その他
	役員会	●報告・連絡事項 ●部会報告 ●市民集会テーマについて
	全部会	●各部会会議 令和7年度の活動計画
6月21日(土)	まちぢから協議会連絡会 情報交換会	各地区グループに分かれ、テーマについて地区の取り組み等情報交換 テーマ1 防犯について テーマ2 交通安全について 本部役員 6名出席
7月11日(金)	本部役員会	●まちぢから協議会連絡会報告 ●鶴嶺東コミュニティセンター指定管理者変更に伴う規約改正ならびに臨時総会開催について 日時 令和7年9月12日 13:00～ 第1部まちぢから協議会臨時総会 第2部鶴嶺東コミュニティセンター臨時総会 13:30～各部会 15:00～コミセンまつり実行委員会 ●令和8年度認定コミュニティ特定事業について ●その他
	役員会	●報告・連絡事項 ●部会報告 ●市民集会テーマについて
8月8日(金)	本部役員会	●市まちぢから協議会連絡会報告 ●鶴嶺東コミュニティセンター指定管理者変更に伴う規約改正(案)について ●市民集会について テーマについて検討 ●令和8年度認定コミュニティ特定事業申請について協議

		●その他
9月12日(金)	本部役員会	●市まちぢから協議会連絡会報告 ●鶴嶺東地区まちぢから協議会規約改正に伴う臨時総会開催について検討 ●令和8年度認定コミュニティ特定事業申請報告 ●市民集会テーマの内容確認と調整
	役員会	●報告・連絡事項 ●部会報告 ●合同防災訓練について
	臨時総会	●鶴嶺東コミュニティセンター指定管理者変更に伴う鶴嶺東まちぢから協議会規約改正(案)について説明・審議・・・承認 ●鶴嶺東コミュニティセンター規約改正(案)について説明・審議・・・承認
	全部会	●各部会
9月15日(月)	広報紙発行・配布	「スクラム18号」10,000部 各戸配布
10月10日(金)	本部役員会	●市まちぢから協議会連絡会報告 ●令和8年度鶴嶺東地区賀詞交歓会について ●市民集会について 3部会提案事項の確認とスケジュール確認 ●令和8年度に向けて役員体制と部会構成の見直し検討 ●その他
	合同運営委員会	第1部 鶴嶺東地区まちぢから協議会運営委員会 第2部 鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会
10月25日(土)	合同防災訓練	●自治会防災訓練実施 ●合同防災訓練は中止(雨天)
11月14日(金)	本部役員会	●市まちぢから協議会連絡会報告 ●市民集会リハーサル ●令和8年度鶴嶺東地区賀詞交歓会について ●茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会研修兼懇親会について ●その他
11月15日(土)	市民集会	●参加者 約70名 環境安全部会、防災減災部会、地域福祉部会からの要望
11月22日(土)	まちぢから協議会連絡会 研修・懇親会	●講演「デジタル活用による業務の効率化と地域活動の活性化」 講師 NPO 法人セカンドワーク協会理事長 四條 邦夫氏 ●「デジタル化の導入状況について」アンケート結果報告 報告者 連絡会事務局職員 ●デジタル活用の事例発表 本部役員4名出席
12月12日(木)	本部役員会	●まちぢから協議会連絡会報告 ●市民集会の振り返り ●令和8年度鶴嶺東地区賀詞交歓会について ●令和8年度の役員体制と部会構成の見直し検討 ●その他
令和8年 1月16日(金)	本部役員会	●市まちぢから連絡会報告 ●令和8年度鶴嶺東地区賀詞交歓会実施報告 ●令和8年度鶴嶺東まちぢから協議会会議日程(案)について ●次期役員候補者の推薦等について ●次年度の部会編成について ●その他
	役員会	●報告・連絡事項 ●部会報告
	全部会	●各部会会議

2月14日(金)	本部役員会	<ul style="list-style-type: none"> ●市まちぢから連絡会報告 ●次年度に向けて本部役員体制ならびに部会編成の検討 ●運営委員会、総会資料などについて検討 ●その他
3月15日(土)	広報紙発行・配布	「スクラム19号」10,000部 各戸配布
3月14日(金)	本部役員会	<ul style="list-style-type: none"> ●市まちぢから協議会連絡会報告 ●運営委員会役割分担の確認 ●総会次第等について
	役員会	●報告・連絡事項 ●部会報告
	合同運営委員会	第1部 鶴嶺東地区まちぢから協議会 運営委員会 第2部 鶴嶺東コミュニティセンター 管理運営委員会

役員会：本部役員に部会長を加えた会議

(2) 防災減災部会

実施日	主な内容
5月9日	●自己紹介 ●部会役員紹介 ●今年度の活動スケジュール案について意見交換
6月13日	●令和7年度合同防災訓練計画の日程、訓練内容について策定(10月25日で決定) ●令和7年度の市民集会のテーマについて検討
7月11日	●合同防災訓練計画の概要を検討(体験型防災訓練とした) ●市民集会テーマ「中学生を対象とした防災教育の推進」を候補とした
9月12日	●合同防災訓練概要を決定(タイムスケジュール、内容等)
10月10日	●合同防災訓練詳細を確認 ●市民集会のテーマ「中学生を対象とした防災教育の推進」について内容を意見交換
10月25日	●合同防災訓練(雨天の為中止) 安否確認訓練については、自治会ごとに実施
11月15日	●市民集会 テーマ発表
令和8年 1月16日	●安否確認訓練の結果報告 ●令和8年度の合同防災訓練についての意見交換 ●市民集会報告 ●要支援者避難計画について討議 ●次年度役員について確認

(3) 環境安全部会

5月9日	●自己紹介 ●部会長・書記の選出 ●昨年度事業の振り返り ●各自治会の課題を確認 ●今年度事業に関する意見交換
6月13日	●事業計画に関する意見交換
6月28日	●アドバイザー意見交換
7月11日	●電池の適正排出に関する意見交換 ●ごみ資源物分別解説冊子配布に関する意見交換 ●開発新築時の集積所事前調整に関する意見交換 ●廃食用油・スプレー缶に関する掲示用書類調整 ●不法投棄に関する対応方針の再確認 ●集積所の輪番制に関する対応方針の再確認 ●カラス被害に関する対応方針の再確認
7月26日	●アドバイザー意見交換
8月30日	●電池の適正排出に関する意見交換 ●ごみ資源物分別解説冊子配布に関する意見交換 ●開発新築時の集積所事前調整に関する意見交換 ●廃食用油・スプレー缶に関する掲示用書類発行
9月12日	●電池の適正排出に関する意見交換 ●ごみ資源物分別解説冊子配布に関する意見交換 ●開発新築時の集積所事前調整に関する意見交換 ●他地区との情報交換に関する最終調整
10月10日	●市民集会提案内容調整 ●他地区との情報交換に関する最終調整 ●事業計画進捗確認
10月13日	●松浪地区との情報交換 ●茅ヶ崎南地区との情報交換
11月14日	●市民集会提案に関する最終調整 ●事業計画進捗確認
11月15日	●電池の適正排出に関する市民集会提案 ●ごみ資源物分別解説冊子配布に関する市民集会

	提案 ●開発新築時の集積所事前調整に関する市民集会提案
令和8年 1月16日	●市民集会提案に関する取り組み方針の調整 ●行政との情報交換に関する最終調整 ●ごみ資源物定期性排出啓発チラシ発行調整 ●今年度事業の振り返り ●次年度の事業に関する意見交換
2月6日	●行政との情報交換(資源循環課・環境事業センター)
2月20日	●ゴミ資源物適正排出啓発チラシ発行

(4) 地域福祉部会

実施日	主な内容
5月9日	●自己紹介 ●部会長・副部会長・書記の選出 ●今年度の活動について意見交換
6月13日	●部会交流 ニュースポーツ「ポッチャ体験」
7月11日	●鶴嶺東まちぢから全体テーマ「子どもの見守り」と地域の課題についての意見交換 ●市民集会部会からの提案について
9月12日	●勉強会「道路交通法改正に伴う自転車運転罰則強化について」講師：茅ヶ崎警察署交通課 ●市民集会提案事項調整
11月15日	●市民集会 地域福祉部会提案「鶴嶺小学校東側道路の問題について」
令和8年 1月16日	●市民集会報告 ●今年度の振り返り ●次年度に向けて

(5) 広報部会

実施日	主な内容
5月9日	スクラム18号 構成検討(認定コミュニティ特定事業、市民集会の進展について、合同防災訓練計画、鶴嶺東まちぢから協議会10年の歩み、役員・部会長紹介など)
6月13日	スクラム18号 発行スケジュール、構成提案、草稿作成
7月11日	スクラム18号 最終稿に向けた記事内容確認依頼
9月12日	スクラム18号 発行(9/15付)、仕分け、配布
10月10日	スクラム19号 構成検討(各部会年間活動報告、市民集会、合同防災訓練など) 発行スケジュール、構成提案)
令和8年 1月16日	スクラム19号 草稿作成、記事内容確認依頼
2月20日	スクラム19号 最終稿に向けた記事内容確認依頼
3月13日	スクラム19号 発行(3/15付)、仕分け、配布。
随時実施	・スクラム記事作成、校正、記事内容確認、発注等実施 ・防災訓練、市民集会、各部会実施の講習会等の取材 ・鶴嶺東地区まちぢから協議会 HP 管理運営(HP内ページ：鶴嶺東地区まちぢから協議会 鶴嶺東地区まちぢから協議会3部会、鶴嶺東地区自治会連合会、鶴嶺東地区社会福祉協議会 つまね東ボランティアセンター)

2. 事業の実施

(1) 市民集会

令和7年11月15日(土)10:00～鶴嶺東コミュニティセンターにおいて開催
地域の諸課題について3部会からの要望と提案

- ・環境安全部会「電池の適正排出に向けた取り組み」
「ごみと資源物の分け方・出し方」の個別送付について
「開発・建築時のごみ集積所未調整」
- ・防災減災部会「中学生を対象とした防災教育の推進」
- ・地域福祉部会「鶴嶺小学校東側道路の問題」

(2) 広報紙の発行

概要 広報紙を通じて、鶴嶺東地区まちぢから協議会や鶴嶺東地区自治会連合会などの地区のまちぢから協議会構成団体の活動について地域住民に情報提供した。

実施 第18号 10,000部印刷 令和7年9月 各戸配布
第19号 10,000部印刷 令和8年3月 各戸配布

(3) ホームページの管理運営

概要 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会が運営するホームページ内の鶴嶺東地区まちぢから協議会のページで鶴嶺東地区まちぢから協議会、鶴嶺東地区まちぢから協議会3部会、鶴嶺東地区自治会連合会、鶴嶺東コミュニティセンター、鶴嶺東地区社会福祉協議会、つるみね東ボランティアセンターに関する情報の充実とタイムリーな発信に努め、管理運営を行った。

(4) 認定コミュニティ特定事業

「困ったときの安心電話帳」を作成し、各戸配布
広報紙「スクラム」年2回発行と特集号としてごみ資源物適正排出啓発チラシを発行

～市民集会後の改善～

鶴嶺小学校東側道路の問題について、登校時に鶴嶺小学校の開門にあわせて鶴嶺中学校の生徒が南門から校庭を通って正門に抜ける策が提案され、実現される運びとなった。登校時間帯に生徒が東側道路を利用しなくなったため混雑が緩和された。

令和7年度鶴嶺東地区まちぢから協議会 収支決算報告

令和7年4月1日～令和8年3月31日

1 一般事業

収入の部

単位 円

項目	予算額	決算額	増減	備考
補助金	250,000	250,000	0	市より（認定コミュニティ運営等助成金）
分担金	30,000	30,000	0	分担金（連合会・地区社協・民児協）
その他	100	301	▲ 201	貯金利息
繰越金	6,609	6,609	0	令和6年度繰越金
合計	286,709	286,910	▲ 201	

支出の部

単位 円

項目	予算額	決算額	増減	備考
印刷製本費	115,000	95,736	19,264	広報紙スクラム、総会資料印刷代他・コピー代
通信運搬費	2,000	0	2,000	切手代
消耗品費	43,379	62,155	▲ 18,776	事務用品・印刷用紙・インク代他
負担金	23,000	26,000	▲ 3,000	市まちぢから協議会連絡会負担金他
研修費	10,000	0	10,000	研修会参加費
事務作業費	90,000	90,000	0	会議資料作成・広報紙作成作業事務費他
保険料	1,830	1,830	0	地区内3校看板保険料
手数料	400	1,265	▲ 865	振込手数料
予備費	1,100	0	1,100	
合計	286,709	276,986	9,723	

収入 286,910

支出 276,986

収支残額 9,924 次年度へ繰り越し

2 特定事業

(1) 「困ったときの安心電話帳」作成配布事業

収入の部

単位 円

項目	予算額	決算額	増減	備考
補助金	310,000	310,000	0	市より（特定事業助成金）
合計	310,000	310,000	0	

支出の部

単位 円

項目	予算額	決算額	増減	備考
印刷製本費	282,700	282,700	0	印刷代
予備費	27,300	770	26,530	振込手数料
合計	310,000	283,470	26,530	

収入 310,000
 支出 283,470
 収支残額 26,530 市へ返金

(2) 「スクラム特集号」（ゴミ出しマナー啓発特集）」発行事業

収入の部

単位 円

項目	予算額	決算額	増減	備考
補助金	25,000	25,000	0	市より（特定事業助成金）
合計	25,000	25,000	0	

支出の部

単位 円

項目	予算額	決算額	増減	備考
印刷製本費	23,074	21,980	1,094	印刷代
予備費	1,926	0	1,926	
合計	25,000	21,980	3,020	

収入 25,000
 支出 21,980
 収支残額 3,020 市へ返金

令和8年度鶴嶺東地区まちぢから協議会事業計画

1. 運営委員会・役員会

(1) 事業の実施に関する協議

各部会、各委員及び地域住民からの意見から、地域課題について話し合い、必要に応じて事業の実施を検討する。

(2) 協議会活動の周知に関する協議

広報部会が企画する活動周知について、必要に応じて話し合う。

(3) 各種団体や地域住民等の参画方法に関する協議

区域内の市民がより参画しやすい方法について話し合う。

(4) 役員会に部会長の参加をもとめることで、会議全体の充実を図る。

2. 部会

(1) 防災減災部会

- ・合同防災訓練の実施。
- ・安否確認訓練実施方針の改善
- ・要支援者避難計画について意見交換

(2) 環境安全部会

- ・地区内におけるゴミと資源物に関する課題の把握および適正化に向けた各種取り組み
- ・ゴミと資源物に関する他地区との情報交換および行政との情報交換・折衝・提案・依頼

(3) 地域活性部会

- ・自治会・ボランティア団体などが主体となり、地域コミュニティの強化、生活の安全・安心の向上
地域活性化に取り組む

(4) 広報部会

- ・2回の広報誌の企画・発行、およびホームページの管理運営をおこなう。

3. 事業の実施

(1) 鶴嶺東地区市民集会

集約した地域課題について、市と意見交換を行う。

(2) 鶴嶺東地区合同防災訓練

避難所（学校）毎に、自治会合同訓練を行う。

(3) 広報誌の発行

年に2回程度広報誌を発行し、各戸配布を行うとともに、鶴嶺東コミュニティセンターへの配架、ホームページへの掲載を行う。

(4) ホームページの管理運営

適宜、活動内容をホームページに掲載する。

(5) 全部会共通事業（継続）

全部会共通事業として、令和3年度から開始した当該地区の学校の児童を見守る「子どもを見守る活動」事業を継続実施する。

有事（災害時）における中学生と地域連携を図るための活動を行う。

次年度に向けて、市の認定コミュニティ特定事業の申請を行い、来年度の事業を展開する。

令和 8 年度 開催 予定 会議

月	日	曜日	事業名	会議室	時間
4	12	(土)	総会	大会議室	13:00~14:00
5	9	(金)	本部役員会	A 会議室	9:10~11:00
			全部会 (部会長選出)	大会議室、ABC 会議室	13:00~14:30
6	13	(金)	本部役員、役員会	A 会議室	9:10~11:00
			全部会	大会議室、ABC 会議室	13:00~14:30
7	11	(金)	本部役員、役員会	A 会議室	9:10~12:00
			全部会	大会議室、ABC 会議室	13:30~15:00
9	12	(金)	本部役員、役員会	A 会議室	9:10~12:00
			全部会	大会議室、ABC 会議室	13:30~15:00
10	10	(金)	本部役員、役員会	A 会議室	9:10~12:00
			運営委員会	大会議室	13:00~14:30
11	14	(金)	本部役員、役員会	A 会議室	9:10~12:00
			全部会	大会議室、ABC 会議室	13:00~14:30
1	16	(金)	本部役員、役員会	A 会議室	9:10~12:00
			全部会	大会議室、ABC 会議室	13:00~14:30
2	20	(金)	本部役員、役員会	A 会議室	9:10~12:00
3	13	(金)	本部役員、役員会	A 会議室	9:10~12:00
			運営委員会	大会議室	13:00~14:30

本部役員会は 9:10~11:00 まで

役員会 (含部会長) は 11:00~12:00 まで

市民集会等については、別に役員会 (含部会長) を開催します

令和8年度鶴嶺東地区まちぢから協議会 収支予算

令和8年4月1日～令和9年3月31日

1 一般事業

収入の部

単位 円

項目	予算額	前年度予算額	増減	備考
補助金	250,000	250,000	0	市より（認定コミュニティ運営等助成金）
分担金	30,000	30,000	0	分担金（連合会・地区社協・民児協）
その他	150	100	50	貯金利息
繰越金	9,924	6,609	3,315	令和7年度繰越金
合計	290,074	286,709	3,365	

支出の部

単位 円

項目	予算額	前年度予算額	増減	備考
印刷製本費	20,000	115,000	▲ 95,000	コピー・印刷代他
通信運搬費	1,000	2,000	▲ 1,000	切手代
消耗品費	131,500	43,379	88,121	事務用品・印刷用紙・インク代他
負担金	30,000	23,000	7,000	市まちぢから協議会連絡会負担金他
研修費	10,000	10,000	0	研修会参加費
事務作業費	90,000	90,000	0	会議資料作成・広報紙作成作業事務費他
保険料	1,830	1,830	0	地区内3校看板保険料
手数料	2,000	400	1,600	振込手数料
予備費	3,744	1,100	2,644	
合計	290,074	286,709	3,365	

2 特定事業

(1) 広報紙「スクラム」発行事業

収入の部

単位 円

項目	予算額	前年度予算額	増減	備考
補助金	183,000	0	183,000	市より（特定事業助成金）
合計	183,000	0	183,000	

支出の部

単位 円

項目	予算額	前年度予算額	増減	備考
印刷製本費	166,412	0	166,412	スクラム通常号、スクラム特集号（ゴミ出しマナー啓発）
予備費	16,588	0	16,588	
合計	183,000	0	183,000	

特定事業の概要（鶴嶺東地区・「困ったときの安心電話帳」作成・配布事業）

鶴嶺東地区内での防災訓練等の経験から、緊急時の避難先や困りごとを相談できる場所を地域住民が把握できていないことが判明し、課題となっている。

緊急時に必要な情報を住民一人ひとりが把握し迅速に行動することが、地域住民の生命・財産を守ることに繋がることから、地域住民の安心・安全の一助となるべく、必要な情報を把握できるツールを提供する。

（１）事業の概要

緊急時の避難先や困りごとを相談したい時の連絡先等をまとめた「困ったときの安心電話帳」を作成、配布することで有事の際の適切な行動を補助する。

（２）事業のねらい

- ・ 困ったときに、電話帳を活用することで行政サービス等の適切な利用が促される。
- ・ 地域住民（高齢者）の安心・安全の手助けができる。
- ・ 地震・火災等の災害時、緊急避難場所を掲載することで、日頃からの防災意識の向上につながる。

（３）令和7年度実績

鶴嶺東地区まちぢから協議会役員会で検討を行い、写真やイラスト、絵文字等を用いることで、高齢者にも分かりやすく視認性の高い紙面となるよう、デザインを行った。また、厚紙光沢紙を採用することで、水性、油性マジック等でかかりつけ医等の連絡先を記入することができるようにするなど、使いやすい工夫を施した。

令和7年8月に10,000部を作成・配布し、その後、広報紙「スクラム」の記事で紹介することで、地域への浸透を図った。

特定事業実施報告書（鶴嶺東地区・「困ったときの安心電話帳」作成・配布事業）

令和7年度 事業実施報告書

事業の実施内容	活動内容	緊急時の避難先や困りごとを相談したい時の連絡先などをまとめた「困ったときの安心電話帳」を作成、配布することで有事の際の適切な行動を補助する事業を行いました。		
	活動期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日		
	実施体制	鶴嶺東地区まちぢから協議会	周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴嶺東地区管内自治会員へ回覧配布 ・鶴嶺東コミセンへの配架 ・ホームページへの掲載 ・広報紙「スクラム」での紹介
	参加者数	10,000世帯	実施日	令和7年8月1日
事業の目的や効果は達成できましたか	<p>困ったときに、この電話帳を活用することで行政サービス等の適切な利用が促され、地域住民（高齢者等）の安心・安全の手助けができたと考えています。</p> <p>自治会員世帯においては、家庭用電話機等の付近に安心電話帳を設置することでもしもの事態に活用できる体制が整えられていることが確認できています。</p>			
事業を計画的に実施することができましたか	「困ったときの安心電話帳」作成構想から計画、市への申請、発注、自治会員への配布などスムーズに進めることができました。			
予算計画や予算配分は適正でしたか	計画、見積、発注、納品、事業実施、支払等が円滑、適正に進めることができました。			
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	所属自治会長から地域住民に対して事業実施にかかる意見聴取を行っていた結果、所期の目的は果たせたと考えています。また、まちぢ広報紙「スクラム」においても周知を図りました。			
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	事業実施に当たって、地区自治会長と連携を深めながら実施することができ、まちぢから協議会としてもやりがいをもって活動することができました。			
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	まだ担い手の発掘には繋がっていませんが、「困ったときの安心電話帳」を配布したことにより、地域住民に対してまちぢから協議会の活動を周知する機会ともなりました。			
課題と今後の展望について	回覧配布を行い、家庭用電話機周辺等に設置していただいておりますが、電話連絡先だけではなく地震・火災ならびに緊急避難場所等が掲示されているので、有効活用いただくための定期的なアナウンスが必要だと実感しています。			

収支決算書

収入

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
補助金	310,000	310,000	認定コミュニティ特定事業助成金
計	310,000	310,000	

支出

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
印刷製本費	282,700	282,700	株式会社大成企画 マット220kg 両面PP加工 10,000部
予備費	27,300	770	振込手数料
市へ返還	0	26,530	
計	310,000	310,000	

*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来る必要があります。



チガサキシヤクシヨ コウレイフクシカ
茅ヶ崎市役所高齢福祉課

81-7163

チガサキン シャカイフクシキョウギカイ
茅ヶ崎市社会福祉協議会

85-9650

ツルミネヒガシチク
鶴嶺東地区
 ホウカツシエン
包括支援センターさくら

81-4082

ツルミネヒガシチク シャカイフクシキョウギカイ
鶴嶺東地区社会福祉協議会
ボランティアセンター

86-7639



避難所(建物)
 Safety evacuation shelter

地震・津波などの災害時に避難する場所

鶴嶺小学校・鶴嶺中学校・浜之郷小学校・鶴が台小学校・
 鶴が台中学校・円蔵小学校・円蔵中学校



地域で大規模火災発生時に避難する場所

浜之郷小学校・県立茅ヶ崎支援学校・鶴が台保育園・
 鶴が台小学校・鶴が台中学校・県立鶴嶺高校・
 円蔵小学校・円蔵中学校・円蔵スポーツ広場



カンキョウジギョウ
環境事業センター
 シゲンブツシュウシュウドウブツ シタイショリ ナド
ごみ、資源物収集、動物の死体処理等

57-0200



かかりつけ医

特定事業の概要（鶴嶺東地区・「スクラム特集号（ごみ出しマナー啓発特集）」発行事業）

鶴嶺東地区では、近年、転入者の増加に伴い、ごみの不適正排出が課題となっている。

地域住民の環境美化に対する意識向上を図るとともに、適正なごみの出し方について周知を図るため、これまでも継続的な啓発活動が進められてきた。

（１）事業の概要

定期的に発行している鶴嶺東地区まちぢから協議会の広報紙「スクラム」に加え、地域課題であるごみの不適正排出に特化した広報紙「スクラム特集号（ごみ出しマナー啓発特集）」を新たに発行し、情報発信を行う。

（２）事業のねらい

- ・ 地域で発生している課題や集積場所のトラブル等の内容の紹介
- ・ どのように排出するべきか判断が難しいごみに関する適正な排出方法の周知
- ・ 地域住民の環境美化に対する意識向上

（３）令和７年度実績

鶴嶺東地区まちぢから協議会環境部会のメンバーを中心に、市役所環境事業センターと連携しながら、紙面内容を検討し、令和８年２月に 10,000 部を作成・発行した。

鶴嶺東地区内の各自治会や他地区で環境美化に取り組んでいる方々の意見、市内全域の環境指導員地区会議出席者の発言内容を確認するなど、地域住民からの意見を聴取した結果、今号では「廃食用油」と「乾電池」を対象品目として情報発信を行った。

これまでもチラシを作成し啓発を行ってきたが、今号の特集号の発行をきっかけに、令和８年度以降も同様の形で継続的に情報発信を行い、更なる啓発に努めていきたい。

特定事業実施報告書（「スクラム特集号（ごみ出しマナー啓発特集）」発行事業）

令和7年度 事業実施報告書

事業の実施内容	活動内容	鶴嶺東地区の課題を踏まえ、地域住民の環境美化に対する意識向上を図るとともに、適正なごみの出し方について啓発を行うことを目的として、広報紙「スクラム特集号（ごみ出しマナー啓発特集）」を発行しました。		
	活動期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日		
	実施体制	鶴嶺東地区まちぢから協議会	周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴嶺東地区管内自治会員へ回覧配布 ・ 鶴嶺東コミセンへの配架 ・ ホームページへの掲載 ・ 広報紙「スクラム」での紹介
	参加者数	10,000世帯	実施日	令和8年2月20日
事業の目的や効果は達成できましたか	ごみ・資源物に関する正しい分け出し方について情報発信し、啓発することができたとともに、地域住民の環境美化に対する意識向上を図ることができ、目的は達成できました。			
事業を計画的に実施することができましたか	鶴嶺東地区内の各自治会だけでなく、他の地区や市の担当組織とも連携しながら進めましたが、計画通り実施することができました。			
予算計画や予算配分は適正でしたか	物価上昇を懸念する声もありましたが、計画通りのことが予算の範囲内で実施できており、予算計画は適正でした。			
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	鶴嶺東地区内の各自治会からの意見や他地区で環境美化に取り組んでいる方々の意見に加え、市内全域の環境指導員地区会議出席者の発言内容まで確認するなど、地域住民の意見聴取に努めました。			
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	定例会議に加えて他地区との意見交換や市の担当組織との情報交換なども織り交ぜたことで、活発な意見交換を行いながら実施することができ、鶴嶺東地区まちぢから協議会としてもやりがいをもって活動することができました。			
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	まだ新たな担い手の発掘には繋がっていませんが、会議の土日開催を増やしたり、他地区との意見交換や市の担当組織との情報交換を織り交ぜたりするなかで、当事業を推進した環境安全部会メンバーの出席率が上がり、意見交換も活発になったことから、地域コミュニティの醸成には繋がっていると思われます。			
課題と今後の展望について	当事業による地域住民の環境美化に対する意識向上度を正しく測ることは難しいですが、啓発し続けること、意識向上を図り続けることが大事だと思われるので、引き続き関係各組織と連携しながら取り組みを進めていきます。			

収支決算書

収入

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
補助金	25,000	25,000	認定コミュニティ特定事業助成金
計	25,000	25,000	

支出

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
印刷委託料	23,074	21,980	○印刷委託費 A4両面カラー印刷 コート73kg 10,000枚
予備費	1,926	0	
市へ返還	0	3,020	
計	25,000	25,000	

*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来る必要があります。



ごみ出しマナー啓発特集

鶴嶺東地区で問い合わせの多かったゴミと資源物の分け出し方を紹介します

廃食用油（植物性油、サラダ油、オリーブ油、菜種油、など）

冷まして
かすを取り除く

スクリュウキャップ式の
ペットボトルに入れ替える

キャップを
閉める

袋に入れずそのまま直に
資源物の集積場所に出す
(収集：隔週「廃食用油」の日)



必ずスクリュウキャップ式のペットボトルに入れ替えてください（購入時の容器では出せません）

※廃食用油で出せない品目：動物性油，エンジンオイル，工業油 など

スプレーかん（ヘアスプレー、カセットボンベ、殺虫剤スプレー、など）

中身を
使い切る

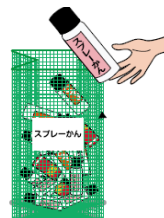
穴あけの
必要なし

キャップを
つける

資源物の集積場所の緑色ネットに出す
(収集：月1回「スプレーかん」の日)



穴あけされたものも
キャップがないものも
回収されます



不適切な方法で穴を開けると危険な事故を招く恐れがあるため穴あけ不要となりました

※スプレーかんで出せない品目：ガスボンベ，消火器，炭酸水ガスカートリッジ など

お問い合わせ先： 茅ヶ崎市 環境事業センター 0467-57-0200



ごみ分別辞典「ごみサク」

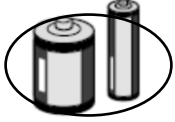


ごみと資源物の分け出し方が簡単に検索できます
分別に迷ったら検索してみてください

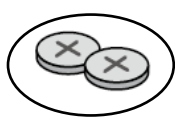
電池 (乾電池, コイン電池, ボタン電池, 充電式電池, など)

電化製品から電池を取り外せる

電池を取り外せない



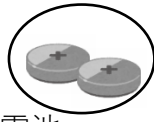
乾電池
アルカリ・マンガン乾電池



コイン電池
型式記号CR/BR

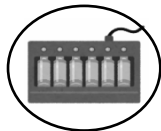
ボタン電池

- ・型式記号 L R
- ・アルカリボタン電池
- ・酸化銀電池 [ボタン]
- ・空気 (亜鉛) 電池 [ボタン]



充電式電池

- ・リチウムイオン電池
- ・ニカド電池
- ・ニッケル水素電池など



小型家電回収ボックスに入る
(投入口30cm×15cm, 奥行30cm)

入らない

小型家電回収ボックス

* 設置場所 ⇒



※パソコンも出せます

燃やせないごみ
or
大型ごみ

* 分け出し方 ⇒

燃やせないごみ

※必ず透明半透明の袋で出すこと
※他の燃やせないごみと混ぜない
(水銀使用のため)



* 2026.4.1~

一般社団法人 電池工業会

回収協力店

* 回収協力店はコチラ ⇒



Li-ion



Ni-Cd



Ni-MH

リチウムイオン電池 ニカド電池 ニッケル水素電池

リサイクルマークがついている

ついていない

破損・膨張していない

破損・膨張している

市に相談

一般社団法人 JBRC



協力店

* 協力店はコチラ ⇒

環境事業センター (萩園836)
☎ 0467-57-0200

資源循環課 (市役所内)
☎ 0467-81-7178



会員企業製品でないものなど
協力店で受け取ってもらえないもの

受け取ってもらえないものは市に相談



お問合せ先： 茅ヶ崎市 環境事業センター 0467-57-0200



特定事業助成金

鶴嶺東地区での活用について

鶴嶺東まちぢから協議会では、地域課題の解決や活性化のために認定コミュニティに助成される特定事業助成金を活用しています。

これまで鶴嶺東まちぢから協議会で実施してきた活動をご紹介します。

令和3年度

見守り旗作成

コロナ禍で活動が制限される中、全部会共通事業として「子どもの見守り」をテーマに掲げ、地域における子どもの見守りに関する実態調査を実施しました。交差点などに限らず、通学路の危険箇所や地域住民の家の前などでも使用できるように「見守り中」という表記にしました。



家の前に旗を掲示していただくことにより犯罪抑止や子どもの安心感にも繋がります。

令和5年度

小学校への交通安全看板設置

鶴嶺東地区内にある小学校3学校（鶴嶺小、円蔵小、浜之郷小）と連携して、自動車運転者等へ登下校する児童への配慮を求める看板を小学校に設置しました。「ここに学校があると気付かず、スピードを落とさないドライバーも多いのではないか」という地域の声に込め、地域内外に交通安全をアピールすることにしました。



上から鶴嶺小学校、浜之郷小学校、円蔵小学校の看板。標語やイラストは児童の案です。

令和7年度

困ったときの安心電話帳作成

今年9月に配布されます。高齢者の方だけでなく、さまざまな方に向けて、困ったときや緊急の際に頼ることができる公共サービスなどの電話番号をまとめました。電話のそばに置いてお役立ててください。

困ったときの安心電話帳	
事件・事故の急報 警察電話かけ方 9110でも連絡できます。	110
茅ヶ崎警察署 82-0110	
火事・救急・救助	119
救急安心センター 7119	
夜間・急病診療所 地域医療センター	38-7532
茅ヶ崎市役所	82-1111
茅ヶ崎市保健所	85-1171
消費生活センター 消費生活センターは相談も受け付けます。	188
虐待相談センター 虐待に不安、心配に相談します。	189

茅ヶ崎市役所高齢福祉課	81-7163
茅ヶ崎市社会福祉協議会	85-9650
鶴嶺東地区 包括支援センターさくら	81-4082
鶴嶺東地区社会福祉協議会 ボランティアセンター	86-7639
地震・津波などの災害時に避難する場所 鶴嶺小学校・鶴嶺中学校・浜之郷小学校・鶴が台小学校・鶴が台中学校・円蔵小学校・円蔵中学校	
地域で大規模火災発生時に避難する場所 浜之郷小学校・鶴が台中学校・鶴が台保育園・鶴が台小学校・鶴が台中学校・鶴嶺東地区立鶴嶺東高校・円蔵小学校・円蔵中学校・円蔵スポーツ広場	
環境事業センター ごみ、資源物収集、動物の排泄物処理等	57-0200
かかりつけ医	

緊急時は慌ててしまうかもしれません。いざという時のための安心電話帳です。

鶴嶺東地区にお住まいの方はぜひご参加ください

日時 11月15日(土) 9:30～ 場所 鶴嶺東コミュニティセンター

- テーマ ①中学生を対象とした防災教育の推進について ②避難所開設の対応について ③電池の適正排出に向けた取り組みについて ④冊子「ゴミと資源物の分け方・出し方」の個別送付について ⑤戸建て住宅が複数事業者により徐々に増えるケースのステーション調整不備について ⑥鶴嶺小学校東側道路の拡張について ⑦ボールを使って遊べる公園の整備について

令和7年度 市民集会



「地域の力」を発揮していくために

鶴嶺東まちぢから協議会10年の歩み

鶴嶺東地区まちぢから協議会は、鶴嶺東地域の住民と市が協働して、地域の課題を共有し、協議を行い、効率的かつ総合的に解決を図っていくとともに、地域活動を活性化し、まちぢからを高めていくことを目的とし、平成27年9月5日に設立総会を行いました。

参加した団体・組織は、自治会連合会(円蔵、矢畑、西久保、浜之郷、下町屋、TBS、サニータウン茅ヶ崎、ホームタウン茅ヶ崎、ライオンズ茅ヶ崎ザ・アイランズ)、地区社会福祉協議会(ボランティアセンターを含む)、地区民生委員児童委員協議会、コミセン管理運営委員会、地区内自主防災組織、地区青少年育成推進協議会、地区体育振興会、保護者会、子ども会、老人会、婦人会、環境指導員です。

今年、設立から10周年を迎えた鶴嶺東地区まちぢから協議会の活動の一部を振り返ります。

令和7年度 鶴嶺東地区まちぢから協議会 役員・部会長名簿		
会長	吉野 浩二	鶴嶺東地区自治会連合会会長
副会長	木下 操	鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会会長
副会長・会計	木村 敏夫	鶴嶺東地区社会福祉協議会会長
副会長	尾坂 清	鶴嶺東コミュニティセンター長
書記	内藤 一夫	下町屋自治会会長
書記・地域福祉部会長	山上 壽子	鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会会長
防災減災部会長	増田 全宏	サニータウン茅ヶ崎自治会防災リーダー
環境安全部会長	岡 宏樹	ライオンズ茅ヶ崎 ザ・アイランズ自治会副会長
広報部会長	西江園 裕子	ホームタウン茅ヶ崎自治会
監査	吉原 雄	ライオンズ茅ヶ崎 ザ・アイランズ自治会会長
監査	赤羽根 昭夫	鶴嶺地区体育振興会会長



2015 平成27年度	2016 平成28年度	2017 平成29年度	2018 平成30年度	2019 令和元年度	2020 令和2年度	2021 令和3年度	2022 令和4年度	2023 令和5年度	2024 令和6年度	2025 令和7年度
<p>9月 設立総会</p> <p>鶴嶺東地区まちぢから協議会がスタートしました。</p>	<p>5月 第1回総会</p> <p>事業計画・収支予算、役員選出など、審議された原案通り承認され、本格的に活動をはじめました。</p> <p>認定コミュニティ申請</p> <p>申請を行い、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会からの答申を経て、茅ヶ崎市の認定コミュニティになりました。</p>	<p>会議・部会</p> <p>総会、運営委員会、役員会など前年度同様に活動しました。また、防災減災部会、環境安全部会、地域福祉部会に加え、新たに青少年育成部会、高齢者活性部会が活動を始めました。役員会に部会長の参加を求めることで会議を充実させました。</p>	<p>防災「も」まちづくり</p> <p>「鶴嶺東地区防災「も」まちづくりシンポジウム」が開催されました。中学生と一緒に地域で考える防災として、地域住民とともに色褪せた街頭消火器の塗り直しや地域の夏祭りですら楽しく防災を学ぶためのブースを設置するなど、様々な企画が実施されました。</p>	<p>防災力向上会議</p> <p>「台風第19号の対応と今後の防災力向上に向けて」というテーマで会議を開き、市の防災対策課と防災リーダーを加えた当協議会関係者全員が参加しました。</p>	<p>制約された活動</p> <p>政府より緊急事態宣言が出され、7月中旬まで活動休止を余儀なくされました。各部会では感染拡大に配慮しつつ情報共有や意見交換、学習会を実施しました。</p>	<p>子どもの見守り</p> <p>全部会が協力して、地区内の小・中学校と養護学校の子どもの見守りに関して実態調査を行いました。さらに、見守りの際に使用できる見守り旗を作成しました。</p>	<p>子どもの見守り</p> <p>「地域の子供は地域で守る・育て、地域も子どもと共に育つ」を理念とし、令和3年度からの継続事業として実態調査の結果を報告書にまとめました。作成した見守り旗を学校や自治会に配布し、継続して地域住民へ子どもの見守りへの参加を呼びかけました。</p>	<p>看板の設置</p> <p>子どもの見守り活動として、鶴嶺小、浜之郷小、円蔵小に交通安全を呼びかける看板を設置しました。看板のデザイン、標語は児童が考えました。</p>	<p>講演・講習会の開催</p> <p>全部会の活動として「フレイルの基礎知識」「AED講習会」「ごみ収集方式のあり方」などの講演を聞き、地域で高めたい知識向上に努めました。</p>	<p>安心電話帳</p> <p>困ったときや緊急の際に頼ることができる公共サービスなどの電話番号をまとめた「困ったときの安心電話帳」を作成、配布しました。</p>
<p>市民集会</p> <p>市民集会の豆知識</p> <p>前身は昭和43年から開催された「市民と市長の対話集会」。当初は行政主導の方式でしたが、自治の原点に戻り住民自ら考える町づくりを目指すことになり、現在では各地区のまちぢから協議会等が主催しています。</p>		<p>各自治会より</p> <p>各自治会の要望に加え、鶴嶺東地区の要望として発災時の情報伝達に具体的内容の明記、従来の連合型防災訓練の見直し、安否確認実践研修会の開催を申し入れました。</p>	<p>各自治会より</p> <p>各自治会から要望が述べられ、それに対して各担当部局より説明がありました。服部市長は財政状況とごみ処理に関する課題への取り組みについて説明しました。</p>	<p>各自治会より</p> <p>6自治会からの要望に加え、鶴嶺東地区の要望として大きく4事項が取り上げられ、それぞれに回答がありました。この回は佐藤市長が公務のため参加できませんでした。</p>	<p>令和2年度、令和3年度の市民集会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止されました。</p>		<p>通学路の危険箇所</p> <p>「子どもの見守り活動」に関連した通学路の諸問題について要望を行った結果、死角を作る電柱の移設、歩行者信号の延長、スクールゾーン標示の敷設がなされ、通学路の改善につながりました。</p>	<p>避難行動要支援者</p> <p>避難行動要支援者支援制度について、「避難計画の周知」「要支援者の情報管理・更新」「個別計画の作成」「任意の取り組みの普及のあり方」など大きく4つの問題が提起されました。</p>	<p>小1の壁</p> <p>「小1の壁～朝の居場所づくり～」をテーマとし、児童が早い時間から校庭で待機することや、歩道で開門を待つ状況の改善に向けて、提案と要望を行いました。</p>	<p>各部会から7項目</p> <p>防災減災部会から防災教育の推進について等、環境安全部会からごみの適正排出に向けた取り組み等、地域福祉部会から通学路の拡張について等、計7項目について質問・要望します。</p>
<p>防災訓練の実施</p> <p>自治会単位の防災訓練(安否確認訓練など)</p>		<p>実施</p>	<p>実施</p>	<p>実施</p>	<p>実施</p>	<p>実施</p>	<p>実施</p>	<p>実施</p>	<p>実施</p>	<p>実施</p>

鶴嶺東地区

合同防災訓練

鶴嶺東地区まちぢから協議会

防災減災部会 部長 増田 全宏

鶴嶺東地区の全自治会が合同で防災訓練を行います。
地域住民の皆様には体験していただく訓練を予定しております。

■ 期日 ■ 10月25日(土) 10時〜11時半

■ 場所 ■ 鶴嶺中学校
住所 茅ヶ崎市浜之郷500

■ 訓練内容 ■

- ① 起震車を用いた巨大地震の疑似体験訓練
- ② スモークマシンを使用した火災発生時の避難訓練
- ③ 訓練用消火器を用いた消火訓練
- ④ 防災クイズ
- ⑤ ロープ結び体験
- 消防車による放水見学、乗車体験
- スタンプラリー

今回の合同防災訓練は、右記の内容の通り、皆様に体験して頂く**体験型の訓練**です。
盛り沢山の内容となっておりますので、地域の皆様の多数の参加をお待ちしております。

起震車に乗って地震の揺れを体験してみよう

いざという時にすぐ使えるように



鶴嶺東地区まちぢから協議会の最新情報はホームページで



スマホからは
二次元コードで



茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会

▶ トップページで鶴嶺東地区をクリック
<https://chigasaki-machiren.org/>

■ 続報 ■

令和6年度市民集会「小1の壁」朝の居場所づくり」
浜之郷小学校 歩道で待機する児童を門の中へ

昨年行われた市民集会で要望したことのひとつに、開門前に登校して歩道で待機する児童の安全が心配であるため、開門時刻を早めて欲しいという要望がありました。

教育総務部より当該小学校へ相談した結果、浜之郷小学校については開門時刻を10分早めることになりました。これにより、歩道で待機していた児童は学校の敷地内で待つことができるようになりました。

「小1の壁」の問題を根本から解決するには至りませんが、「先ず子どもの安全を守る」方向で進むことができました。



お手伝いをお願いします。鶴嶺東地区をみんなで助け合える地域に。

自治会やイベントの手伝い、見守り活動など人手が足りません。少しの時間でもいいのでお手伝いをお願いできませんか？



令和7年度の鶴嶺東地区 市民集会在開催されました

令和7年11月15日 鶴嶺東コミュニティセンターで市民集会在開催されました。今年度は、まちぢから協議会の各部会からテーマが出され、地域が抱える課題の改善に向けて行政へ要望を伝えました。



佐藤市長(右)と吉野会長(左)

環境安全部会

電池の適正排出に向けた取り組み

課題

茅ヶ崎市では、乾電池とコイン電池(型式記号CR及びBR)は「燃やせないごみ」として排出できますが、充電式電池、ボタン電池、リチウムイオン電池は「電池リサイクル」となっており、電池の分別が難しい、捨てられる場所が少ない・遠いなどの理由により、電池が適正に排出されない事例が起きています。

他地区では、リチウムイオン電池(充電式電池)などが「燃やすごみ」や「プラスチックごみ」に混ぜて排出され、清掃車やリサイクル工場での発火事故につながるケースも多発しています。

要望

「電池リサイクル」しなければならぬ充電式電池、ボタン電池、リチウムイオン電池などの回収ボックスを市庁舎や公民館、学校、福祉施設などに整備し、徒歩以外の移動手段を持たない高齢者などでも利用できるようにする。例えば、小型家電回収ボックスの隣に電池の種類ごとの回収ボックスを置き、絶縁用テープも利用できるようにしてほしい。

回答

充電式電池及びボタン電池については、業界団体でリサイクル事業を行うために設立した一般社団法人の協力店(電器店やスーパー等の販売店)で回収を行っており、同法人のリサイクルルートが最も適切にリサイクルできると考えています。しかし、リサイクルマークがない製品や破損、膨張している電池については、このようなリサイクルルートでの処理ができません。そのため、資源循環課及び環境事業センタ

の窓口にて引き取っていますが、製品を適正に処理できるリサイクル業者に引き渡すことが課題となっています。

電池の種類により異なる回収ルートとなっていることが、市民の皆さまによって複雑でわかりづらくなっていることも課題であると認識しています。他市の事例等、調査研究を進め、市民の皆さまがわかりやすく利便性の高い回収方法の構築に取り組んでまいります。

冊子「ごみと資源物の分け方・出し方」の個別送付

課題

冊子の配布は、各自治会が自治会加入世帯に配布しています。そして、自治会非加入世帯に冊子が配布されず、ごみの不適正排出につながっているという問題が指摘されています。

要望

自治会非加入世帯への冊子の配布は行政の役割として、マンションの自治会以外は戸別送付してもらいたい。

回答

冊子の戸別配布はコロナ禍において実施したことがありますが、戸別送付はコスト増大につながるため、現在は従来の自治会を通じて配布方式に戻っています。

自治会非加入世帯に対しては、市内公共施設への配架や転入者への配布の他、市のホームページや公式LINE、メール配信サービスなど多様な方法でお届けできるように努めています。ご指摘の通り自治会非加入世帯への配布は大きな課題であると認識し、不適正排出の減少に向けては冊子の内容を毎年見直しして、市民の皆さまに分かりやすいように努めています。今後のより良い配布の方法について検討してまいります。

開発・建築時のごみ集積所の未調整

課題

小規模に新規開発された二戸建てや共同住宅は、竣工し居住が始まってからごみ集積所の使用場所について調整する事例が多く、特に非自治会世帯と調整する場合は自治会に大きな負荷がかかっています。

条例では、開発計画戸数が8区画以上の場合に「ごみ集積所を1箇所以上設置しなければならぬ」となっていますが、狭い道路や基準を満たさずごみ集積所がすでにある場合など、市長が特に必要がないと認められた場合はこの限りではないとされています。

また、8戸未満の開発の場合は「ごみ集積所の設置義務が適用されず、事前に自治会と使用するごみ集積所について調整されないだけでなく、市の担当部署にとっても開発事業者から相談がなければ事前調整はされない状況となっています。

要望

新築の規模に関わらず、着工前に市が集積所の設置確認を行い、自治会や住民との調整を行った上で、行政が承認するまで着工を許可しない。

また、設計業者、建設業者、不動産会社に対して「ごみ集積所の設置、事前相談に関するガイドライン」を提供して適切な設置、事前調整を促進する。

回答

ごみ集積場の設置基準については条例に定められていますが、既存の集積場で受け入れが困難な場合は、事前に協議したうえで8世帯未満の場合でも設置を推奨しています。また、地域の皆様の負担軽減に向けた取り組みは重要であると認識しています。

（前頁より続き）

一方で、計画戸数の基準変更などは開発業者の経済活動に一定の制限をかけることとなり、慎重な議論が必要です。令和7年度より戸別収集実験事業を実施しており、今後の動向を見据えつつ引き続き検討します。

二 防災減災部会

中学生を対象とした防災教育の推進

課題

各自治会では、防災訓練などの地域の取り組みや、自助に関する啓発なども行っています。学校の場合、校内避難訓練や学習の時間で防災教育はなされていますが、地域の自治会と防災倉庫を見学したり、一緒に防災マップを作るなどの連携をしている事例は少なく、茅ヶ崎市内でどのような取り組みがされているか十分共有できていない。

提案

中学校で十分な防災教育を施すことで、災害時に自分の身を守る行動ができるようになるだけでなく、地域防災にとっても中学生が頼もしい戦力となりうるということが分かっている。また、成人してから地域防災の担い手になることも期待できる。

茅ヶ崎市全体で中学生に対する防災教育を推進し、既に実施や検討している取り組みがあれば共有して欲しい。

回答

学校における防災教育については、学習指導要領に基づき授業等において実施しています。市が実施している取り組みは、防災対策課が作成したオリジナルデジタル教材「自然災害から人々のくらしを守る」等

の活用、消防署による「防災アカデミー」などがあります。

各中学校においては、災害発生時に中学生が地域の支援者になりうることや、将来、地域防災の担い手になっていくことが期待されることについて共通認識を持ち、各学校が実情に応じて防災教育を実施しています。市主導の防災教育を行っている他自治体の把握については、近隣の藤沢市・平塚市・寒川町では取り組みがありませんでした。

今後は、市内32校すべての学校に設置した学校運営協議会制度も活用しながら定期的に意見交換できる機会を設けるよう、各学校と共通認識を図ってまいります。



二 地域福祉部会

鶴嶺小学校東側道路の問題

課題

鶴嶺小学校東側道路は、登下校の時間帯に歩行者と自転車・自動車が多く通行するにもかかわらず、車がすれ違うのが難しいほど道幅が狭くなっています。平成18年に鶴嶺小学校のセットバック工事が行われ、南側50メートルが拡張されましたが、当時よりさらに通行する自動車も歩行者も多くなりました。通学路の見守りに携わる保護者からも、何度かヒヤリとする場面があった。何か対策を考えて欲しい。との意見がありました。

また、浜之郷自治会から平成29年〜令和元年にかけて地域の課題として道路の拡張を要望してきましたが、実現に至っていません。

要望

①道路幅の延長 ②時間帯通行禁止もしくは進入禁止 ③減速標識の設置

回答

①学校敷地東側には污水配管や非常階段、記念樹、旧正門があり、道路を拡張するには解消しなければならない課題がありますので、現時点ではすぐに対応することは難しい状況です。今後、学校敷地の整理を行う中で課題解消を含めて引き続き検討します。

当該道路の歩行者減少及び安全対策のため、中学校生徒が鶴嶺小学校の敷地内を通り登校することなどを検討し調整してまいります。（※）

②交通規制については、警察署の管轄になることからご要望内容を情報提供したところ、「時間帯通行禁止など交通規制については、沿線の地域の総意が必要である」

という見解が示されました。

③速度規制や徐行に係る規制については警察署の管轄になることから、ご要望の内容を提供するとともに対応を検討するよう依頼しました。

また、通行車両に対し注意を呼びかける看板は4箇所を設置しています。看板は設置によるデメリット（死角を生み出す、歩行者の妨げになるなど）も考慮し慎重に検討する必要があります。市教育委員会、市関係課、道路管理者、学校及び地域の関係者による「通学路合同点検」の中で、引き続き検討してまいります。

※茅ヶ崎市教育委員会、鶴嶺小学校、鶴嶺中学校で協議・調整の結果、令和8年1月7日から当面の間、鶴嶺中学校生徒は登校時に鶴嶺小学校の敷地内を通行し、東側道路を通行しないよう変更することとしました。

生徒の安全を最優先に、今すぐできる対応をしていただきましたが、下校時や小学校休業日などは東側道路を通行する必要がありますが、道路拡張については引き続き要望していきます。



鶴嶺東コミュニティセンター 管理運営委員会について 臨時総会が開催されました

令和7年9月12日(金)に臨時総会が実施されました。

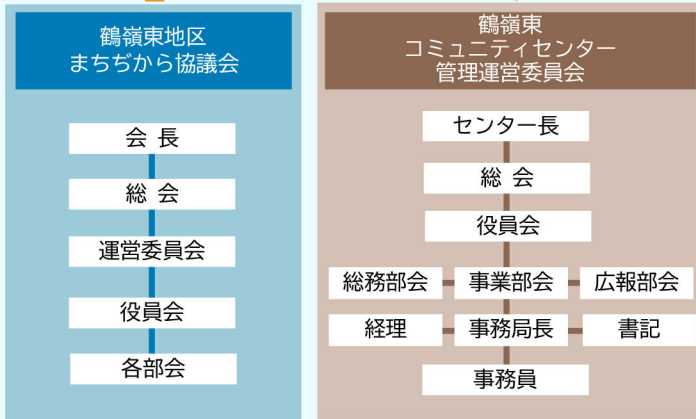
議題は、鶴嶺東コミュニティセンター次期指定管理者の申請と規定類の改定です。

鶴嶺東コミュニティセンターの現指定管理者(令和3年～7年度)は、鶴嶺東まちぢから協議会が担っています。今回の臨時総会で、次期指定管理者(令和8～12年度)を鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会として申請することとし、この変更に伴う規定類の改定が承認されました。

今回の変更によって、鶴嶺東まちぢから協議会と鶴嶺東コミュニティセンターは組織分割されますが、今後も変わらず地域活動向上のために協力していきます。

行政 茅ヶ崎市
次期指定管理者に指定

組織分割



AED救急救命訓練講習

令和7年9月14日(日) 午前10時～12時まで

鶴嶺東コミュニティセンター 2階大会議室

25名参加

主催 鶴嶺東地区自治会連合会

当日は、平塚市赤十字奉仕団、委員長山口奈美さん他1名の講師により「赤十字救急法短期講習」が行われた。全員に「知っていれば安心です。心肺蘇生とAED」教本を配布の後、講師から、救命の可能性と時間経過(心臓が止まってから電気ショックまでの時間経過)についての説明を受けました。心臓が停止すると4分以内に脳に障害が発生すること。そして、心肺蘇生はこの障害を遅らせる効果があること、さらには、多くの心停止の原因は心室細動で正常な状態に戻すために電気ショックを行うことが必要。

電気ショックの実施が1分遅れるごとに生存率は7から10%ずつ低下することを知りました。

その後、4組に分かれジャミーちゃん人形を使い救急法(心臓マッサージ)を学びました。傷病者の発見↓周囲の観察↓反応があるか(反応なし)↓大声で協力者を呼ぶ↓119番通報、AEDを依頼する↓普段通りの呼吸があるか↓呼吸なし↓直ちに胸骨圧迫、強く(約5センチ)、速く(100回から120回/分)、絶え間なく↓AED装着↓電気ショックの方法を学びました。当日は、小学6年生のお子さま(1人)も参加され皆さん熱心に受講されていました。

多くの皆様から、質問があり救急救命の重要性が認識された講習でした。

後日になりましたが、救急救命時に必要なキーマスク(写真上)が参加者全員に配布され、もしもの場合に備えて常時携帯し、そのような場合に遭遇した場合、躊躇なく行動されますことをお願いいたしました。



令和7年度

防災訓練報告

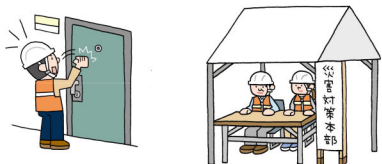
鶴嶺東地区まちぢから協議会
防災減災部会長 増田全宏

令和7年7月25日に予定されていた鶴嶺東地区の合同防災訓練は、雨天のため鶴嶺中学校における訓練を中止いたしました。起震車を用いた地震の疑似体験訓練やスモークマシンを使用した火災発生時の避難訓練、練習用消火器を用いた消火訓練、消防車による放水見学など盛りだくさんの内容を準備して実施したので、来年度に日程を改めて実施したいと思います。

合同防災訓練当日に予定通り安否確認訓練を行った自治会は、雨天のせいか参加率が低調な傾向がみられましたが、組長や民生委員による避難行動要支援者の安否確認は、高い訪問率を維持することができました。後日個別の訓練を実施した自治会では、消防団や防災リーダーの指導のもと体験型訓練を実施したり、本部の立ち上げ訓練を実施しました。



↑ 矢畑自治会
安否確認結果を報告する様子



西久保自治会
河童徳利広場での防災訓練の様子 ➡



令和7年度 各部会の活動報告をお知らせします

環境安全部会

部会長 岡 宏樹

今年度も鶴嶺東地区9自治会より選出いただいた部会メンバーやアドバイザーの方々に御協力いただき、他地区との情報交換や茅ヶ崎市担当組織との各種調整などを行いながら、ゴミと資源物の分け出し適正化に向けて取り組みました。

●電池の適正排出

電池については、分別の判断が難しい、排出できる場所が少ない、遠い、排出しづらいという声が多く寄せられており、茅ヶ崎市の安心まごころ収集事業では条件を満たさず利用できない世帯が多い状況、リチウムイオン電池の清掃車・リサイクル工場での発火事故状況や市区町村での回収を求める環境省通知の状況、市内他地区の状況、東京都・大阪府・福岡市・京都市・名古屋市・横浜市での排出場所増設の状況、江東区・新宿区の集積所での収集開始の状況などを調査したうえで、茅ヶ崎市としても使用済み電池を適正に分別排出しやすい排出場所の増設およびゴミ・資源物の集積所での定期的収集開始に取り組むよう市民集会で提案しました。また、分別の判断が難しい現状を踏まえ、ごみ出しマナー啓発特集のスクラム特別号として解説を掲載して発行しました。

●ゴミ・資源物分別解説冊子配布

ゴミ・資源物の集積所において、自治会に加入していない世帯によるゴミ・資源物の不適正排出に関する声が多く寄せられており、自治会に加入していない世帯に対して茅ヶ崎市作成「ごみと資源物の分け出し方」冊子が行き届いていないことが要因の一つであるとして、市内他地区の状況、世田谷区・横浜市の堀市での全戸送付状況などを調査したうえで、茅ヶ崎市としても全戸配布・個別送付に取り組むよう市民集会で提案しました。

●集積所の事前調整

現在の茅ヶ崎市の条例において、8区画以上の一戸建て・8戸以上の共同住宅を開発する事業者は基本的にゴミ・資源物の集積所を一箇所に設置することが義務付けられていますが、8区画未満の一戸建て・8戸未満の共同住宅の開発では、この義務が適用されず、居住が始まるから自治会役員が集積所の調整に苦勞する事例が散見されており、市内他地区の状況、世田谷区・横浜市・大阪市での先進事例などを調査したうえで、自治会との事前調整およびガイドラインの整備・提供を茅ヶ崎市としても強化するよう市民集会で提案しました。

●廃食用油・スプレー缶

集積所への分け出し方を誤り、収集されない状況が散見されていた廃食用油とスプレー缶について、市の資源循環課・環境事業センターと連携して揭示用書類を作成し、各自治会の部会メンバーに配布しました。また、ごみ出しマナー啓発特集のスクラム特別号にも解説を掲載しました。

●その他

不法投棄に対する監視カメラ設置、集積所の不公平感に対する輪番制導入、カラス被害に関する対応方針などについても意見が寄せられました。これらについても、当部会メンバーと意見交換し、過去の当部会での議論結果に基づき、各自治会で適宜対応することを再確認しました。

防災減災部会

部会長 増田 全宏

10月25日(日)に実施予定をいたしました合同防災訓練が、悪天候の為中止となつてしまいました。今年度は地震車による地震体験、スモークマシンによる煙体験、水消火器による消火訓練、円蔵、西久保、矢畑の消防団より消防車をだし

てもらい、乗車体験等をする予定でした。これで昨年に続いて2年続けての中止となつてしまいました。これを踏まえて、次年度は、実施時期、場所等を改めて検討する事にしました。

安否確認訓練については、自治会毎に実施されました。全戸の参加は難しいかと思いますが、有事の際には、隣近所の助け合いが必要となります。ぜひ参加をお願いします。

11月15日(土)に行われた市民集会では防災減災部会からは「中学生を対象とした防災教育の推進について」を提案しました。今後起こりうる未曾有の災害に対して、中学生のうちから「自助」「共助」「公助」等、防災について学び、体験してもらえようように、市をあげて学校や、地域で取り組んでもらいたい、という内容です。市でも現在、実情に応じて防災教育を実施して、今後も、関係部局や各学校と共通認識を図っていくこととす。部会として、今後も地域の人々のために活動していく予定です。

地域福祉部会

部会長 山上 壽子

地域福祉部会は、部会編成の見直しにより地域福祉部会に青少年育成部会と高齢者活性部会の3つの部会が統合し、大人数で活動している部会です。部会委員それぞれが地域で活動する団体に所属し、世代も子育て世代から高齢者まで幅広い世代で構成されているのが特徴です。

今年度は、まずそれぞれ所属している団体の現在の活動や課題、課題解決に向けての取り組みなどグループ討議を行い、現状の理解や情報の共有を行いました。話し合いの中で得たヒントを持ち帰り、活動に活かしたいという感想や部会委員同士の交流をもっと深めたいなどの意見が出ました。

●その意見をもとに

●6月スポーツ推進委員さんの指導で「ポッチャ体験」

●7月東地区全体のテーマ「子ども見守り」と地域の課題についての意見交換

●9月道路交通法改正に伴う自転車運転罰則強化の勉強会(講師:茅ヶ崎警察署交通課署員)を実施しました。

市民集会では、部会からテーマを出すという事で、東地区全体のテーマでもある「子どもの見守り」と地域の課題についての意見交換を行い、「鶴嶺小学校東側道路の問題」をテーマに要望をいたしました。

部会構成の複雑さやバランスの問題等々ある中で、部会委員の皆さんの協力のもと今年度の活動を無事に終えることが出来ましたことに感謝して部会報告と致します。1年間有難うございました。

自治会やイベントの手伝い、見守り活動など人手が足りません
できる時だけでも大丈夫です
少しお手伝いを
お願いできませんか？



二次元コードから鶴嶺東地区まちぢから協議会の最新情報をご覧ください

<https://chigasaki-machiren.org/>
▶ トップページで鶴嶺東地区をクリック